

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事

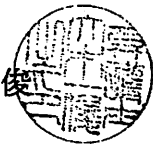
証拠意見書に対する反論書

2008(平成20)年2月12日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 大 木 一



弁護士 米 田 軍



弁護士 若 狭 昌



弁護士 須 藤



被告提出の平成20年1月30日付け証拠意見書に対し、下記のとおり反論する。

記

第1 被告意見の骨子

被告は、「八ツ場ダム建設事業に関する本件訴訟の争点は、河川法63条1項に基づく栃木県の治水負担金支出が違法であるかどうかの一点に尽きるものである。」としながら、①当該事業が国に専権に属する以上、法的に不存在でもない限り、栃木県は国土交通大臣の賦課行為に従うしかないので、②原告らが釈明を求めた「想定氾濫区域を」国がどういう前提条件で想定したか、氾濫の程度、被害の程度等を国がどのように想定したか、これに対し栃木県がどのような検討を行ったかは、治水負担金支出の違法性判断とは無関係である、との2点を理由に、本件調査嘱託は不要であるとする。

第2 原告らの反論

1 法的に不存在でもない限り、栃木県は国土交通大臣の賦課行為に従うしかないか

(1) 一日校長事件の最高裁判例との関係で

被告も本件訴訟における被告の財務会計行為の違法性を判断するに当たっては、「住民訴訟において、当該職員の財務会計行為上の行為をとらえて地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づき損害賠償責任を問うことができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存在する場合であっても、上記原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものである時に限られるとするのが相当である（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）」との一日校長事件の最高裁判例を引用しているが、この判旨では、先行する原因行為が不存在無効である場合のみ、当該職員の行為が財務会計法規上の義務に違反するものとされるとの限定はない。

当該職員の行為が財務会計法規上の義務に違反するかどうかは、あくまでも具体的な原因行為と当該職員の行為の実態に即して、判断されるべきものであり、原因行為が不存在無効の場合に限定されるべきとの被告の主張は独自の見解で、失当である。

(2) 地方財政法25条3項との関係で

原告ら提出の準備書面16で述べたように、河川法60条、63条に基づく負担金

や、水資源機構法21条3項に基づく負担金は、地方財政法17の2の定める「地方公共団体の負担金」にあたる。

地方財政法は、その9条ないし26条の諸規定において、国と地方公共団体との間の経費負担の分配に関するルールを定めているところ、同法25条1項は、地方公共団体が国の負担金を使用する場合と、国が地方公共団体の負担金を使用する場合とを同等に取扱い、いずれも「法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない」と規定し、1項では、国が第1項の規定に従わなかったとき、すなわち地方公共団体の負担金を「法令の定めるところに従って使用」しなかったときに、地方公共団体は国に対し負担金の支出を拒否し、また支出済の負担金の返還を請求することができる旨を規定している。

したがって、栃木県は、本件八ツ場ダム建設事業についての治水負担金についての国土交通大臣の賦課行為が、河川法63条1項の要件を満たしていない場合～栃木県が「著しく利益を受ける」と認められない場合～には、違法な賦課行為であるとしてその支出を拒否できるし、また、栃木県の公費を預かる者としては、地方自治法138条の2に定める「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務」に基づき、これを拒否すべきなのである。

(3) まとめ

以上のとおりであるから、法的に不存在でもない限り、栃木県は国土交通大臣の賦課行為に従うしかないとの栃木県の主張は、栃木県独自の見解であり、県民のために、これまでのように国の言い分を鵜呑みすることは止め、地方自治法138条の2にあるとおり、「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行」すべきなのである。

2 「想定氾濫区域」を国がどういう前提条件で想定したか、氾濫の程度、被害の程度等を国がどのように想定したか、これに対し栃木県がどのような検討を行ったかというようなことは、治水負担金支出の違法性判断とは無関係か

(1) はじめに

本件訴訟の争点である、河川法63条1項に基づく栃木県の治水負担金支出が違法であるかどうかを判断するに当たっては、①原因行為たる国土交通大臣の栃木県に対する賦課行為が河川法63条1項の要件を備えているかどうか、②要件を備えていない違法な賦課行為を原因行為とする栃木県の支出行為は、財務会計法規上適

法か否か、の2点について、法規適合性が検討されなければならない。

(2) 本件へのあてはめ～その1

原告らが、調査を求める事項のうち、「『想定氾濫区域』を国がどういう前提条件で想定したか、氾濫の程度、被害の程度等を国がどのように想定したか」は、原因行為たる国土交通大臣の栃木県に対する賦課行為が河川法63条1項の要件を備えているかどうかに関わる事項である。

にもかかわらず、被告らは自らが証拠提出し、且つ、第4準備書面の4頁で触れながら、原告らの釈明（準備書面5の82頁）にも応ぜず、「想定氾濫区域」の内容を明らかにしていない。

そうである以上、この点についての調査嘱託は、争点にかかわる事項を原告らが立証するためのもとして是非とも必要なので、認められなければならない。

(3) 本件へのあてはめ～その2

また、調査を求める事項のうち、「『想定氾濫区域』の内容について、栃木県がどのような検討を行ったか」は、栃木県が行った支出行為が、地方自治法138条の2の「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務」等の財務会計法規上の義務に従った適法なものか否かを判断するためには、これまた必要な事項であると言わなければならない。

にもかかわらず、被告らは、この点についても、原告らの釈明（準備書面5の82頁）にも応ぜず、明らかにしていない。

そうである以上、この点についても、本件調査嘱託は、争点にかかわる事項を原告らが立証するためのもとして是非とも必要なので、認められなければならない。

第3 最後に

被告らは、訴え提起から既に3年以上が経過し、本件調査嘱託申出を採用することは、訴訟遅延を招くことにつながる旨主張するが、それなら被告らが早期に釈明に答えばよいことではないか。

八ツ場ダム建設事業についての治水及び利水負担金に関する住民訴訟は、前橋地裁、水戸地裁、さいたま地裁、千葉地裁及び東京地裁においても、本件とほぼ同時期に提起され審理が進められているが、さいたま地裁では、本件調査嘱託申出に比して極めて専門的な事項に関しても認められており、本件調査嘱託も認められるべきである。

疎 明 方 法

疎甲第1号証 弁護士佐々木新一ら作成の2007年9月10日付け
調査嘱託申立書の写し

疎甲第2号証 上記調査嘱託申立てに対する回答書（抜粋）